



2019年5月21日

各 位

会社名 株式会社 リ ケ ン
代表者名 代表取締役社長 伊 藤 薫
(コード番号6462 東証第1部)
問合せ先 執行役員 経営管理本部
経営企画部長 坂場 秀博
電話番号 (03) 3230-3911 (代表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2019年6月21日開催予定の当社第95回定時株主総会（以下「本定時株主総会」という。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスを一層充実させることを目的として「監査等委員会設置会社」へ移行したいと存じます。

これに伴い、取締役及び取締役会に関する規定の変更並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除並びに監査等委員会に関する規定の新設等の、所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容につきましては次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(機 関) 第4条 当社は株主総会および取締役の ほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u>	(機 関) 第4条 当社は株主総会および取締役の ほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削除) 3. <u>会計監査人</u>
第5条～第18条 (条文省略)	第5条～第18条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(員 数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、10名以内を<u>置く。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は株主総会で選任する。</p> <p>前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。</p> <p>第21条 (条文省略)</p> <p>(任 期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(員 数)</p> <p>第19条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、10名以内とし、<u>監査等委員である取締役は5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会で選任する。</u> 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>(任 期)</p> <p>第22条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>第 2 3 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 2 4 条 取締役会の招集通知は各取締役および各監査役に対し会日より 4 日前までに発するものとする。但し緊急を要するときにはこの期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 2 5 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>但し、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>4 <u>補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第 2 3 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 2 4 条 取締役会の招集通知は各取締役に対し会日より 4 日前までに発するものとする。但し緊急を要するときにはこの期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 2 5 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役への委任)</p> <p>第 2 6 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって、取締役会において決議すべき重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬等)</p> <p><u>第26条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p><u>第27条～第29条</u> (条文省略)</p> <p><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p> <p>(員 数)</p> <p><u>第30条</u> 当会社の監査役は、5名以内を置く。</p> <p>(選 任 方 法)</p> <p><u>第31条</u> 監査役は株主総会で選任する。 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(補 欠 監 査 役)</p> <p><u>第32条</u> 当会社は、法令又は定款で定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 前項の選任決議の定足数は、第31条第2項の規定を準用する。 第1項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(補欠監査役の予選効力)</p> <p><u>第33条</u> 補欠監査役の選任の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会が開催されるまでの間とする。</p>	<p>(報酬等)</p> <p><u>第27条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員</u>である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p> <p><u>第28条～第30条</u> (現行どおり)</p> <p><u>第5章 監査等委員会</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(任 期)</u> <u>第 3 4 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内</u> <u>に終了する事業年度のうち最終</u> <u>のものに関する定時株主総会の</u> <u>終結の時までとする。任期の満了</u> <u>前に退任した監査役に代わり選</u> <u>任された監査役の任期は、退任し</u> <u>た監査役の任期の満了する時ま</u> <u>でとする。</u></p>	(削 除)
<p><u>(常勤の監査役)</u> <u>第 3 5 条 監査役会は、その決議によって常</u> <u>勤の監査役を選定する。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u> <u>第 3 6 条 監査役会の招集通知は各監査役</u> <u>に対し会日より 4 日前までに発</u> <u>するものとする。但し緊急を要す</u> <u>るときにはこの期間を短縮する</u> <u>ことができる。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会規則)</u> <u>第 3 7 条 監査役会に関する事項について</u> <u>は、法令又は本定款のほか監査役</u> <u>会で定める監査役会規則による。</u></p>	(削 除)
<p><u>(報酬等)</u> <u>第 3 8 条 監査役の報酬等は、株主総会の決</u> <u>議によって定める。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役の責任限定契約)</u> <u>第 3 9 条 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1</u> <u>項の定めにより、監査役との間</u> <u>に、同法第 4 2 3 条第 1 項の賠償</u> <u>責任に関し、法が定める最低責任</u> <u>限度額を限度とする契約を締結</u> <u>することができる。</u></p>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p><u>(常勤の監査等委員)</u> <u>第31条 監査等委員会は、その決議によつて、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
(新 設)	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u> <u>第32条 監査等委員会の招集通知は各監査等委員に対し会日より4日前までに発するものとする。但し緊急を要するときにはこの期間を短縮することができる。</u></p>
(新 設)	<p><u>(監査等委員会規則)</u> <u>第33条 監査等委員会に関する事項については、法令又は本定款のほか監査等委員会で定める監査等委員会規則による。</u></p>
第40条～第43条 (条文省略)	第34条～第37条 (現行どおり)
(新 設)	<p style="text-align: center;"><u>附則</u></p>
(新 設)	<p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> <u>第1条 当社は、第95回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2019年6月21日
定款変更の効力発生予定日	2019年6月21日

以 上